

愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
1	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画</p> <p>〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕</p> <p>大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の 42 市町村（平成 22 年 3 月 22 日現在）である。</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、設楽町、東栄町</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画</p> <p>〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕</p> <p>大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の 39 市町村（平成 23 年 4 月 1 日現在）である。</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町</p>	市町村合併
2	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の 54 市町村（平成 22 年 3 月 22 日現在）である。</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町</p>	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の 51 市町村（平成 23 年 4 月 1 日現在）である。</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町</p>	市町村合併
3	<p>（追加）</p>	<p>第 5 節 東日本大震災を踏まえた今後の対応</p> <p><u>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。</u></p> <p><u>今回の地震は、近い将来東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されている愛知県においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。</u></p>	今後の対応方針の追加

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
5	<p>第 2 章 本県の特質と災害要因</p> <p>第 3 節 社会的条件</p> <p>(1) <u>人口の増加に加え、近年の地価高騰による土地利用の変化により市街地中心部でのビルの高層化や地下街の拡大等が進み、また、大規模宅地造成や埋立による住宅団体の形成が進んだことである。これらは災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。</u></p> <p>また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、災害時要援護者の増大も見逃せないところである。</p> <p>(2) <u>人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。</u></p> <p>また、行政機関においてもその依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。</p> <p>(3) <u>自動車、鉄道等の高速交通機関の発達である。自動車は、それ自体から出火したり、市街地火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが予想される。</u></p> <p>一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大地震による被害の危険性も増大している。</p> <p>(4) <u>産業の発展による危険物等の集積である。本県においては、基幹的な重化学工業の多くは臨海部の軟弱地盤地帯の埋立地に立地しており、大</u></p>	<p><u>今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、愛知県における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。</u></p> <p><u>また、市町村に対しても、国や県の動向を踏まえつつ、地域の实情にあわせた市町村地域防災計画の見直しを行うよう働きかけていくものとする。</u></p> <p>第 2 章 本県の特質と災害要因</p> <p>第 3 節 社会的条件</p> <p>(1) <u>高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</u></p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、災害時要援護者の増大も懸念されている。</p> <p>(2) <u>電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。</u></p> <p>また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。</p> <p>(3) <u>自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。</u></p> <p>また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。</p> <p>(4) <u>本県においては、基幹的な重化学工業の多くが、液状化現象の発生が懸念される臨海部の軟弱地盤地帯の埋立地に立地しており、大量の危険</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由				
	<p>量の危険物等が集積している。これらの地域は液化化現象の発生が心配されるところである。</p> <p>(5) コミュニティー意識の低下である。地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。</p> <p>このような本県における急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。</p> <p>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p>	<p>物等が集積していることから、災害時における被害の拡大が懸念される。</p> <p>(5) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。</p> <p>以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成 20 年で 32 年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</p> <p>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p>					
16	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1027 427 1145">東海農政局</td> <td data-bbox="427 1027 1021 1145"> <u>(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> </td> </tr> </table>	東海農政局	<u>(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 1027 1303 1145">東海農政局</td> <td data-bbox="1303 1027 1897 1145"> (削除) (10) (略) (11) (略) </td> </tr> </table>	東海農政局	(削除) (10) (略) (11) (略)	業務の廃止
東海農政局	<u>(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u>						
東海農政局	(削除) (10) (略) (11) (略)						
19	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1145 427 1418">中部地方整備局</td> <td data-bbox="427 1145 1021 1418"> (4) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </table>	中部地方整備局	(4) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 1145 1303 1418">中部地方整備局</td> <td data-bbox="1303 1145 1897 1418"> (4) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </table>	中部地方整備局	(4) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。	用語の整理
中部地方整備局	(4) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。						
中部地方整備局	(4) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。						

地震災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
22	<p>5 指定公共機関</p> <p>中部国際空港株式会社 (2) 東海地震観測情報（安心情報を除く。）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>中部国際空港株式会社 (2) 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p>	名称の変更
22	<p>西日本電信電話株式会社 (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	<p>西日本電信電話株式会社 (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	名称の変更
23	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	名称の変更
24	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>各鉄道事業会社 (略)</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>各鉄道事業者 (略)</p>	用語の整理
29	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、学校、防災ボラン</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、<u>婦人消防クラブ</u>、</p>	活動主体の明記

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
29	<p>ティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (1) 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。</p>	<p>学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、<u>婦人消防クラブ</u>、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (1) 防災リーダーの養成 <u>県及び市町村等は、</u>地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの<u>養成に努めるものとする。</u></p>	<p>活動主体の明記</p> <p>実施主体の明記</p>
34	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進 4 一般建築物の耐震性の向上促進 (1) <u>住宅地震相談・一般建築相談の体制強化</u> <u>県は、住宅に関する地震対策や、一般の建築相談に不応するため、中央県民生活プラザに相談コーナーを設けるとともに、より多くの県民が活用できるように一層の充実を図るものとする。</u></p> <p>(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進 (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略)</p> <p>(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進 (略)</p> <p>(5) その他の安全対策 (略)</p> <p>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設</p>	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進 4 一般建築物の耐震性の向上促進 (削除)</p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進 (略)</p> <p>(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略)</p> <p>(3) 住宅等地震対策普及啓発の推進 (略)</p> <p>(4) その他の安全対策 (略)</p> <p>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設</p>	<p>相談業務の廃止</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
36	<p>(3) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>ア 地元協定業者の協力 本県の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、<u>年度当初に協定を締結する。</u></p> <p>イ 復旧資機材の把握 県内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を<u>年度当初に調査し、実態把握に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>ア 地元協定業者の協力 本県の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。</p> <p>イ 復旧資機材の把握 県内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。</p> <p>(略)</p>	対策の整理
37	<p>4 鉄道</p> <p>(2) その他の鉄道事業者</p> <p>ア 構造物の耐震性 最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。 <u>古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努めており、耐震性の強化を図る。</u></p> <p>カ 運転規制</p>	<p>4 鉄道</p> <p>(2) <u>名古屋市営地下鉄</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) その他の鉄道事業者</p> <p>ア 構造物の耐震性 最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。 古い構造物についても、<u>機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。</u></p>	掲載順序の整理 掲載順序の整理
38	<p>(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。</p> <p>(3) <u>名古屋市営地下鉄</u></p> <p>(略)</p> <p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(1) <u>港湾・漁港</u></p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備 震災時における救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送と、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため必要な海上物流機能を確保することを目的とし、耐震強化岸壁の整備を進める。</p>	<p>カ 運転規制</p> <p>(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の<u>指示</u>を受ける。</p> <p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(1) 港湾</p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備 震災時における救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送と、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため必要な海上物流機能を確保することを目的とし、耐震強化岸壁の整備を進める。</p> <p>イ 緊急輸送道路の確保</p>	誤記 対策の整理

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>また、耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。</p> <p>イ 港湾施設の耐震化等の推進 震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進する。また、老朽化した岸壁等の補修、改良にあわせて、施設の耐震化を推進する。</p> <p>ウ 漁港施設の耐震化等の推進 臨港道路、陸揚岸壁等、水産物流通の中核となる施設の耐震化を推進する。 また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。 附属資料第 16「港湾整備計画・耐震強化岸壁」</p>	<p>耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。</p> <p>ウ 臨港道路橋梁の耐震化の推進 震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進する。 附属資料第 16「港湾整備計画・耐震強化岸壁」</p> <p>(2) 漁港 臨港道路、陸揚岸壁等、水産物流通の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。</p>	
39	<p>(2) 海岸 （略）</p> <p>(3) 河川</p> <p>エ 荷揚場等の整備 河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国道交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。</p>	<p>(3) 海岸 （略）</p> <p>(4) 河川</p> <p>エ 荷揚場等の整備 河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。</p>	誤記
41	<p>9 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 （略） なお、水道施設設計施工については、「水道施設耐震工法指針解説（日本水道協会制定）」及び「水道施設耐震工法の手引き（昭和 55 年 5 月 26 日付 55 環第 84 号）」に準拠する。</p>	<p>9 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化 （略） <u>（削除）</u></p>	対策の整理
51	<p>第 3 章 都市の防災化 基本方針 都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、地震の防災面に重点を置いて都市計画事業を推進する。</p>	<p>第 3 章 都市の防災性の向上 基本方針 都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。</p>	用語の修正 都市計画法の構成に沿った修正

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																	
51	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画</td> <td>県、市町村、土地区画整理組合等</td> <td>1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 防災街区等整備対策</td> <td>県</td> <td>1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 防火地域、準防火地域の指定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td rowspan="2">県、市町村</td> <td>3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業</td> </tr> <tr> <td>(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災空間の整備拡大</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(現行の文章は 33 ページのとおり)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備	第2節 防災街区等整備対策	県	1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定	第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業	(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進	第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 マスタープラン等の策定</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>県、市町村、土地区画整理組合等</td> <td>(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正案の文章は 35 ページのとおり)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地区画整理組合等	(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制	<p>都市計画法の構成に沿った修正 重複内容の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																		
第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備																																		
第2節 防災街区等整備対策	県	1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制																																		
	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定																																		
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業																																		
		(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進																																		
第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備																																		
区分	機関名	主な措置																																		
第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定																																		
第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備																																		
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策																																		
第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地区画整理組合等	(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制																																		
57	<p>第 5 章 地盤災害の予防 第 3 節 宅地造成の規制誘導 県（建設部）及び市町村における措置 (2) 造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、<u>がけ崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ</u>が大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>第 5 章 地盤災害の予防 第 3 節 宅地造成の規制誘導 県（建設部）及び市町村における措置 (2) 造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、<u>地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ</u>が大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>表記の整理</p>																																	

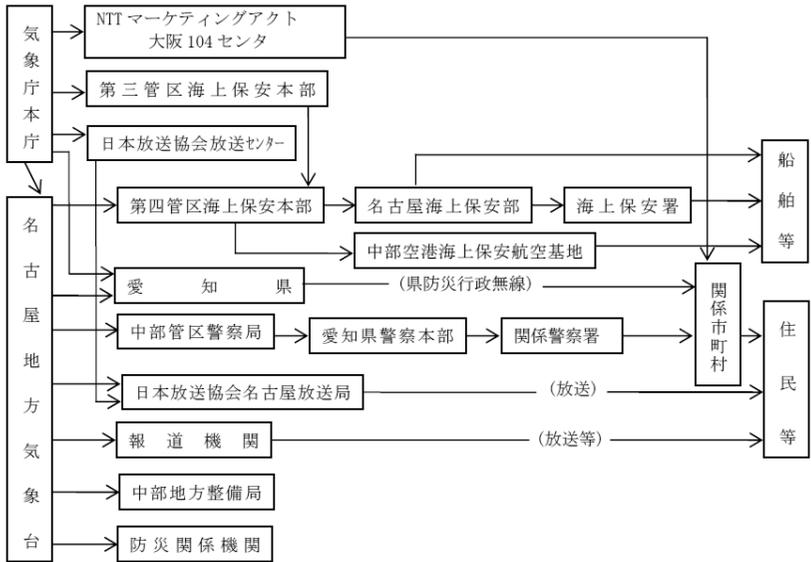
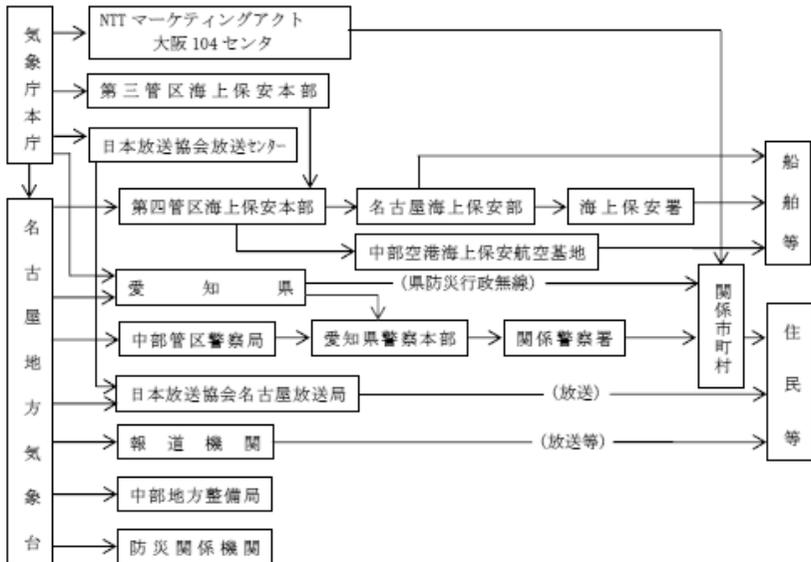
地震災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
69	<p>第7章 避難者・災害時要援護者対策 第6節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との<u>応援協力体制</u>の確立に努めるものとする。</p>	<p>第7章 避難者・災害時要援護者対策 第6節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、<u>防災局</u>）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との<u>応援協力体制</u>の確立に努めるものとする。</p>	<p>実施主体の追加 誤記</p>
71	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市町村における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市町村は、<u>地区の自治会</u>等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</p>	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市町村における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市町村は、<u>消防団、婦人消防クラブ、自治会</u>等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</p>	<p>活動主体の明記</p>
73	<p>第3節 危険物施設防災計画 2 危険物施設の管理者における措置 (3) 自主防災体制の確立 （略） また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、<u>流出油処理剤</u>等の防災資機材の備蓄に努める。</p>	<p>第3節 危険物施設防災計画 2 危険物施設の管理者における措置 (3) 自主防災体制の確立 （略） また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、<u>排出油処理剤</u>等の防災資機材の備蓄に努める。</p>	<p>用語の整理</p>
75	<p>第9章 津波予防対策 第1節 津波危険地域の指定 関係市町村における措置 (1) 海岸線を有する市町村</p>	<p>第9章 津波予防対策 第1節 津波危険地域の指定 関係市町村における措置 (1) 海岸線を有する市町村</p>	

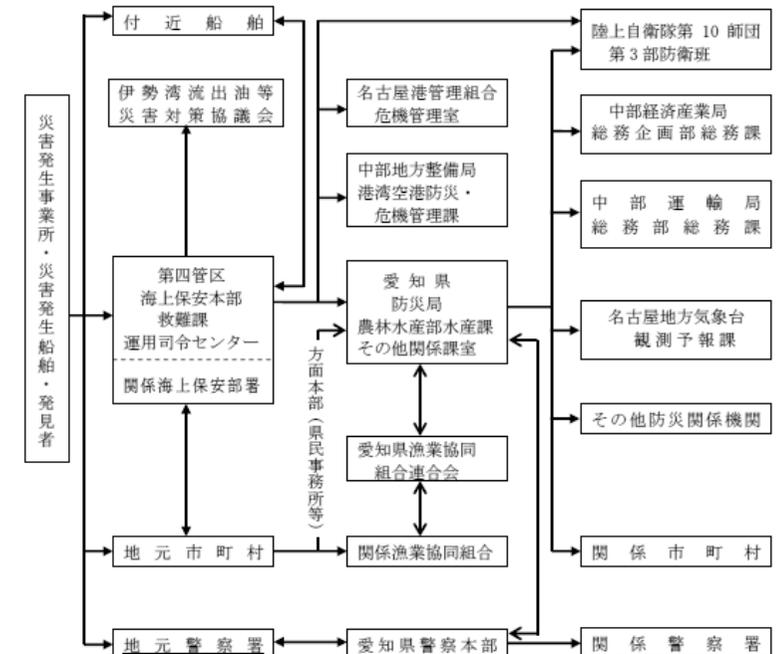
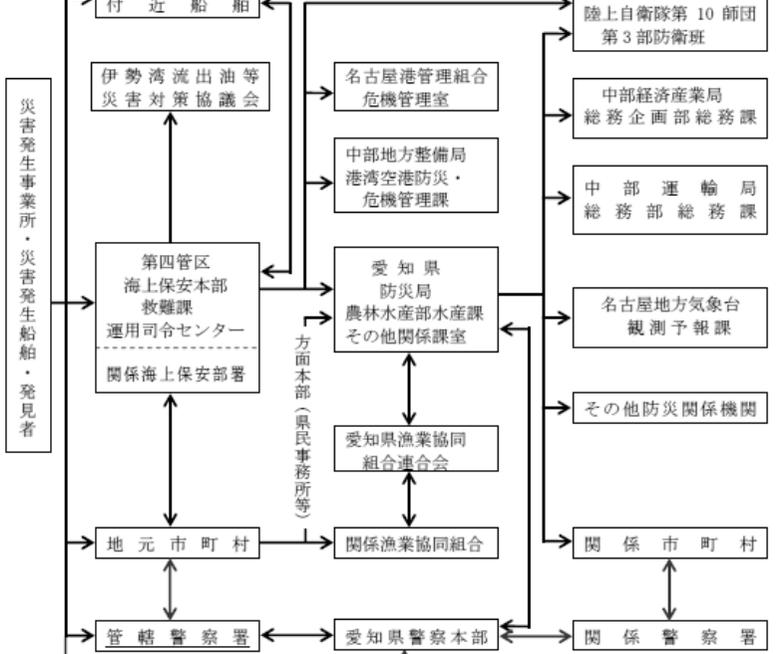
地震災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由								
81	<p>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町</p> <p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施 1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置 (1) 総合防災訓練 イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震観測情報の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</p> <p>(2) 津波防災訓練 県及び津波の関係市町村は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を実施する。訓練では、地域の特性に応じて、次のとおり実施する。 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第2非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制	<p>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</p> <p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施 1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置 (1) 総合防災訓練 イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</p> <p>(2) 津波防災訓練 県及び津波の関係市町村は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を実施する。訓練では、地域の特性に応じて、次のとおり実施する。 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第2非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制	<p>市町村合併</p> <p>名称の変更</p> <p>誤記</p> <p>名称の変更</p>
区分	参集基準										
第2非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制										
区分	参集基準										
第2非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制										

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき 	
97	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置（追加）</p>	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(9) 県防災情報システムの使用 <u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p>	<p>対策の明記</p>
103	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達</p> <p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <pre> graph TD MA[気象庁本庁] --> N1[NTT マーケティングアクト 大阪 104 センタ] MA --> N2[第三管区海上保安本部] MA --> N3[日本放送協会放送センター] N1 --> N4[第四管区海上保安本部] N2 --> N4 N2 --> N5[名古屋海上保安部] N2 --> N6[中部空港海上保安航空基地] N3 --> N4 N3 --> N5 N3 --> N6 N4 --> N7[海上保安署] N5 --> N7 N6 --> N7 N7 --> N8[船舶等] N4 --> N9[愛知県] N9 --> N10[関係市町村] N10 --> N11[住民等] N4 --> N12[中部管区警察局] N12 --> N13[愛知県警察本部] N13 --> N14[関係警察署] N14 --> N11 N4 --> N15[日本放送協会名古屋放送局] N15 --> N16[放送] N16 --> N11 N4 --> N17[報道機関] N17 --> N18[放送等] N18 --> N11 N4 --> N19[中部地方整備局] N19 --> N20[防災関係機関] </pre>	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達</p> <p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>  <p>伝達系統の整理</p>	<p>伝達系統の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
103	<p style="text-align: center;">震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">県 警 察</p> <p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p>	<p style="text-align: center;">震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">愛 知 県 警 察 本 部</p> <p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p>	名称の整理
104	(1) 市町村長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。	(1) 市町村長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。 <u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>	対策の整理
106	<p>7 海上流出油等に関する情報の収集・伝達系統</p> <p>大量流出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</p> <p>大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	用語の整理 伝達系統の整理 名称の整理

地震災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
106	8 報告の方法 (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。 （略）	8 報告の方法 (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、 <u>県防災情報システムを有効に活用するとともに、</u> 県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。 （略）	対策の整理
107	9 被害状況の照会 (2) 全県的な被害状況については、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。	9 被害状況の照会 (2) 全県的な被害状況については、 <u>県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、</u> 愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。	対策の整理
114	第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 （図中） 方面本部（県民事務所等） （図の下に追加）	第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 （図中） 方面本部・支部（県民事務所等） <u>（注）市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。</u>	手続系統の明記
120	第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。	第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u>	実施主体の明記
121	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (3) <u>流出油</u> 等対策	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (3) <u>排出油</u> 等対策	用語の整理

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
132	<p>ア 流出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>イ 流出油等の拡散防止及び除去を行う。</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が流出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、<u>有限責任中間法人</u>日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。</p>	<p>ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、<u>一般社団法人</u>日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。</p>	法人の変更
133	<p>13 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>13 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理
144	<p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 4 節 緊急輸送手段の確保</p> <p>(追加)</p> <p>5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(略)</p> <p>6 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 4 節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 <u>港湾管理者の措置</u></p> <p>緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。</p> <p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(略)</p>	対策の明記
151	<p>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>(2) <u>関係機関の相互連絡</u></p>	<p>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>(2) <u>関係機関の相互連絡</u></p>	誤記
153	<p>5 災害救助法の適用</p>	<p>5 災害救助法の適用</p>	

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
156 157	<p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 1 節 給水 3 応急給水 (4)（表中） <u>耐水性貯水槽</u> （追加）</p>	<p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 1 節 給水 3 応急給水 (4)（表中） <u>耐震性貯水槽</u> 6 <u>災害救助法の適用</u></p>	<p>実施主体の明記</p> <p>誤記</p>
158	<p>第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県、東海農政局と緊密な連絡をとり、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」</u>により調達を図る。 (3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p><u>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡をとり、「愛知県応急米穀取扱要領」</u>により調達を図る。 (3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>農林水産省</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>東海農政局における米穀の応急食料の調達・供給業務の廃止</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
158	<p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- 依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- 協議、依頼 --> C[東海農政局長（食糧部長） （在庫の把握、引渡し決定）] C -- 要請 --> D[米穀届出事業者] C -- 指示 --> E[政府（指定）倉庫] D -- 引渡し --> F[市町村長（炊き出しの実施）] E -- 引渡し --> F B --- G[連絡・調整] C --- G </pre>	<p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- 依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- 供給要請 --> C[農林水産省（在庫の把握、引渡し決定）] C -- 指示 --> D[政府米の受託事業体] D -- 引渡し --> E[市町村長（炊き出しの実施）] B --- F[連絡・調整] C --- F </pre>	<p>東海農政局における米穀の応急食料の調達・供給業務の廃止</p> <p>政府（指定）倉庫の廃止</p>
159	<p>7 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費は災害救助法施行細則による。</p>	<p>7 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>実施主体の明記</p> <p>実施主体の明記</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																														
163	<p>第 13 章 遺体の取扱い 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 遺体の捜索・収容</td> <td>県</td> <td>1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 遺体の処理</td> <td>県</td> <td>1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 遺体の埋火葬</td> <td>県</td> <td>1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> </table>	第 1 節 遺体の捜索・収容	県	1 他市町村への応援指示	市町村	2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求	第 2 節 遺体の処理	県	1 他市町村への応援指示	市町村	2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求	第 3 節 遺体の埋火葬	県	1 他市町村への応援指示	市町村	2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求	<p>第 13 章 遺体の取扱い 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 遺体の捜索</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 遺体の処理</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 遺体の埋火葬</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示</td> </tr> </table>	第 1 節 遺体の捜索	市町村	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求	県	2 他市町村への応援指示	第 2 節 遺体の処理	市町村	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求	県	2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示	第 3 節 遺体の埋火葬	市町村	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求	県	2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示	<p>掲載順の整理 対策の整理</p>
第 1 節 遺体の捜索・収容	県		1 他市町村への応援指示																														
	市町村	2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求																															
第 2 節 遺体の処理	県	1 他市町村への応援指示																															
	市町村	2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求																															
第 3 節 遺体の埋火葬	県	1 他市町村への応援指示																															
	市町村	2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求																															
第 1 節 遺体の捜索	市町村	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求																															
	県	2 他市町村への応援指示																															
第 2 節 遺体の処理	市町村	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求																															
	県	2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示																															
第 3 節 遺体の埋火葬	市町村	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求																															
	県	2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示																															
163	<p>第 1 節 遺体の捜索・収容</p> <p>1 県（防災局）における措置 市町村の実施する遺体の捜索・収容につき特に必要があると認めたと きは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索 を実施し、遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の 検視（見分）を得た後、速やかに収容する。</p>	<p>第 1 節 遺体の捜索</p> <p>1 市町村における措置 (1) 遺体の捜索 県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索 を実施する。 (2) 検視（見分）</p>	<p>対策の整理 掲載順の整理</p> <p>対策の整理</p>																														

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
164	<p>検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を<u>明確にした上で収容する。</u></p> <p>(2) 自ら遺体の<u>搜索・収容</u>の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の<u>搜索・収容</u>の実施、又は実施に要する要員及び資機材について<u>応援を要求する。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の<u>対象者、期間、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 県（防災局）における措置 市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めるときは、他市町村に<u>応援するよう指示する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>遺体について医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</u></p> <p>ア <u>遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</u></p> <p>イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。</u></p>	<p>遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(見分)を得る。</p> <p><u>現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。</u></p> <p>(3) <u>応援要求</u> 自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について<u>応援を要求する。</u></p> <p>2 県（防災局）における措置 市町村の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めるときは、他市町村に<u>応援するよう指示する。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、<u>救助の対象、方法、経費及び期間</u>については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>遺体の収容及び一時保存</u> 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</u></p>	<p>掲載順の整理</p> <p>実施主体の明記</p> <p>対策を時系列に整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
164	<p>(3) 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>収容した遺体について検視（見分）を実施する。</u></p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の<u>対象者、期間、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(2) <u>遺体の検視（見分）及び検案</u> 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</p> <p>(3) <u>遺体の洗浄等</u> 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(4) <u>遺体の身元確認及び引き渡し</u> 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 <u>なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p>(5) <u>応援要求</u> 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p><u>2 県（防災局）における措置</u></p> <p>(1) <u>必要物資等の確保</u> <u>ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に調達あつせん</u>の措置を講じる。</p> <p>(2) <u>応援指示</u> 市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</u></p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>実施主体の明記</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
164	<p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置 市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>自ら遺体を埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。</u> <u>埋火葬に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>ア <u>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。</u></p> <p>イ <u>被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p>(2) 自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p>	<p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付</u> <u>死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。</u></p> <p>(2) <u>遺体の搬送</u> <u>遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</u></p> <p>(3) <u>埋火葬</u> <u>火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。</u></p> <p>(4) <u>棺、骨つぼ等の支給</u> <u>棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。</u></p> <p>(5) <u>埋火葬相談窓口の設置</u> <u>速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</u></p> <p>(6) <u>応援要求</u> 自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由									
165	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 必要機材等の確保</p> <p>棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市町村からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。</p> <p>(2) 応援指示</p> <p>県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>対策の整理</p> <p>実施主体の明記</p>									
175	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施</p> <p>愛知県 L P ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、<u>容器バブル</u>を閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</p>	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施</p> <p>愛知県 L P ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、<u>容器バルブ</u>を閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</p>	<p>誤記</p>									
179	<p>第 16 章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <p>（追加）</p>	<p>第 16 章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1070 1300 1899 1418"> <tr> <td data-bbox="1070 1300 1261 1340">第 6 節</td> <td data-bbox="1261 1300 1395 1340">市町村</td> <td data-bbox="1395 1300 1899 1340">1(1) 障害物の除去の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1340 1261 1380">障害物の除去</td> <td data-bbox="1261 1340 1395 1380"></td> <td data-bbox="1395 1340 1899 1380">1(2) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1380 1261 1418"></td> <td data-bbox="1261 1380 1395 1418">県</td> <td data-bbox="1395 1380 1899 1418">2 応援協力の要請</td> </tr> </table>	第 6 節	市町村	1(1) 障害物の除去の実施	障害物の除去		1(2) 他市町村又は県に対する応援要求		県	2 応援協力の要請	<p>対策の追加</p>
第 6 節	市町村	1(1) 障害物の除去の実施										
障害物の除去		1(2) 他市町村又は県に対する応援要求										
	県	2 応援協力の要請										

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
180	<p>第 2 節 被災住宅等の調査</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な以下の事項について状況把握を行う。</p> <p>(1) 住宅の被害状況</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住宅の被害状況</p> <p>第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第 2 節 被災住宅等の調査</p> <p>1 県（<u>防災局、建設部</u>）における措置</p> <p>県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、<u>応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等</u>に必要な以下の事項について状況把握を行う。</p> <p><u>また、必要に応じて、市町村が行う調査を支援する。</u></p> <p>(1) 住家の被害状況</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等</u>に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住家の被害状況</p> <p>第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p><u>1 県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</u></p> <p>（略）</p> <p><u>2 災害救助法の適用</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p><u>― 附属資料第 15「災害救助法施行細則」</u></p> <p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p><u>1 県（建設部）における措置</u></p> <p>（略）</p> <p><u>2 災害救助法の適用</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p><u>― 附属資料第 15「災害救助法施行細則」</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
182	<p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>カ 給付対象者の範囲</p>	<p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p><u>1 県（建設部）における措置</u></p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>カ 給付対象者の範囲</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
182	<p>半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。</p> <p>(2) 応援協力の要請 県は被災住宅の応急修理に当たっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会に対して協力を要請する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>(2) 応援協力の要請 県は被災住宅の応急修理に当たっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、<u>尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工業業協会</u>に対して協力を要請する。</p> <p>2 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>附属資料第 15「災害救助法施行細則」</u></p> <p>第 6 節 障害物の除去 1 市町村における措置 <u>被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。</u></p> <p>(1) 障害物の除去の実施 ア 障害物除去の対象住家 <u>土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u> イ 除去の範囲 <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> ウ 除去の費用 <u>障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。</u> エ 除去の期間</p>	<p>災害救助法施行細則の改正</p> <p>協定締結団体の追加</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
185	<p>第 17 章 応急教育 第 3 節 教科書・学用品等の給与 2 市町村における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「<u>事故発生報告について（平成 4 年 3 月 23 日 4 教総第 79 号）</u>」別紙様式 5 により、速やかに県教育委員会に報告するものとする。</p>	<p><u>災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>オ 除去の方法</u> <u>障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。</u> <u>カ 給付対象者の範囲</u> <u>住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。</u> (2) <u>他市町村又は県に対する応援要求</u> <u>市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。</u> 2 <u>県（防災局）における措置</u> <u>県は、市町村から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。</u> 3 <u>災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> <u>― 附属資料第 15「災害救助法施行細則」</u></p> <p>第 17 章 応急教育 第 3 節 教科書・学用品等の給与 2 市町村における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「<u>事故発生等の報告について（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）</u>」別紙様式 6 により、速やかに（7 日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>対策の整理</p>

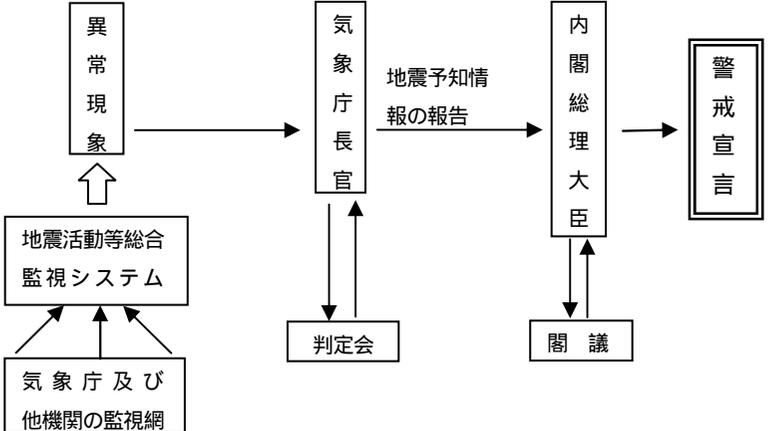
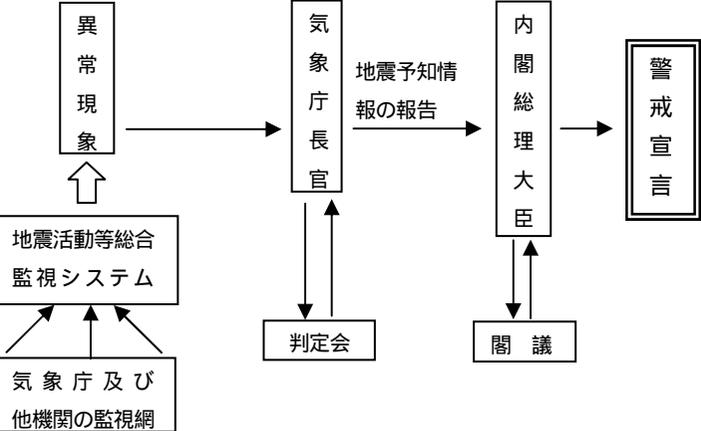
地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>3 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合の教科書・学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>る。 3 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合、「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>実施主体の明記</p>
188	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第1節 義援金その他資金等による支援 4 県社会福祉協議会における措置 <u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国 2/3、県 1/3）</u> （略）</p>	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第1節 義援金その他資金等による支援 4 県社会福祉協議会における措置 <u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。</u> （略）</p>	<p>対策の整理</p>
189	<p>9 住宅復興資金 <u>住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ウ 火災共済協同組合の措置</p>	<p>9 住宅復興資金 <u>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ウ 火災共済協同組合の措置</p>	<p>対策の整理 誤記</p>
190	<p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置 （略） <u>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</u></p>	<p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置 （略） <u>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
195	<p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第 2 節 激甚災害の指定</p> <p>3 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>ク <u>身体障害者更生援護施設</u>災害復旧事業</p> <p>ケ <u>知的障害者援護施設</u>災害復旧事業</p>	<p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第 2 節 激甚災害の指定</p> <p>3 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>ク <u>身体障害者社会参加支援施設</u>災害復旧事業</p> <p>ケ <u>障害者支援施設等</u>災害復旧事業</p>	名称の整理
197	<p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>第 2 節 建築基準法第 84 条（被災市街地における建築制限）の指定</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。）に定める。</p>	<p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>第 2 節 建築基準法第 84 条（被災市街地における建築制限）の指定</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。<u>更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。</u>）に定める。</p>	対策の整理
199	<p>第 4 節 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市町村は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。</p>	<p>第 4 節 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市町村は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後 6 ヶ月を目途）に行うこととする。</p>	対策の整理
199	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 対策の意義</p> <p>第 1 節 東海地震に関する事前対策の意義</p> <p>（略）</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項につ</p>	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 対策の意義</p> <p>第 1 節 東海地震に関する事前対策の意義</p> <p>（略）</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項につ</p>	誤記

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																
199	<p>ては、第 2 編「災害予防」において定める。</p> <p>第 2 節 東海地震に関する情報</p> <p>1 情報の種類 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="197 368 1039 667"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。</td> <td>情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	情報収集連絡体制	<p>いては、第 2 編「災害予防」において定める。</p> <p>第 2 節 東海地震に関する情報</p> <p>1 情報の種類 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1070 368 1912 587"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東海地震に関する調査情報</td> <td>臨時</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される</td> <td rowspan="2">情報収集連絡体制</td> </tr> <tr> <td>定例</td> <td>毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等		防災対応	東海地震に関する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	情報収集連絡体制	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	名称の変更
種類	内容等	防災対応																	
東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	情報収集連絡体制																	
種類	内容等		防災対応																
東海地震に関する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	情報収集連絡体制																
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。																	
200	<p>2 警戒宣言発令までの流れ</p> 	<p>2 警戒宣言発令までの流れ</p> 	名称の変更																
	<p>情報の流れ</p> <table border="1" data-bbox="197 1230 1039 1321"> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震予知情報</td> </tr> </table> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等基本方針</p>	東海地震観測情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報	<p>情報の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1070 1230 1912 1321"> <tr> <td>東海地震に関する調査情報</td> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震予知情報</td> </tr> </table> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等基本方針</p>	東海地震に関する調査情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報											
東海地震観測情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報																	
東海地震に関する調査情報	東海地震注意情報	東海地震予知情報																	

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																												
201	警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。 主な機関の措置	警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。 主な機関の措置	名称の変更																																												
201	<table border="1"> <tr> <td>第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等</td> <td>県</td> <td>1(1) 東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置</td> </tr> </table>	第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等	県	1(1) 東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td>第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等</td> <td>県</td> <td>1(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置</td> </tr> </table>	第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等	県	1(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置	名称の変更																																						
第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等	県	1(1) 東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置																																													
第 1 節 地震災害警戒本部 の設置等	県	1(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置																																													
202	<p>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 東海地震観測情報又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。</p> <p>(3) 県の地震防災応急対策要員の参集</p> <p>ア 東海地震観測情報が発表された時</p> <p>第 2 節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p> <p>1 警戒宣言等の伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報）</p>	<p>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。</p> <p>(3) 県の地震防災応急対策要員の参集</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時</p> <p>第 2 節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p> <p>1 警戒宣言等の伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））</p>	名称の変更																																												
207	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備</td> <td>県公安委員会</td> <td>2</td> <td>交通規制表示板等の設置</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>水道事業者等</td> <td>4</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>5</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>6</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>7</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>8</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備	県公安委員会	2	交通規制表示板等の設置	市町村	3	（略）	水道事業者等	4	（略）	鉄道事業者	5	（略）	中部電力株式会社	6	（略）	ガス事業者	7	（略）	西日本電信電話株式会社	8	（略）	<p>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備</td> <td>（削除）</td> <td>（削除）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>水道事業者等</td> <td>3</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>4</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>5</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>6</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会</td> <td>7</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備	（削除）	（削除）		市町村	2	（略）	水道事業者等	3	（略）	鉄道事業者	4	（略）	中部電力株式会社	5	（略）	ガス事業者	6	（略）	西日本電信電話株式会	7	（略）	重複記載の整理 用語の整理
第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備	県公安委員会		2	交通規制表示板等の設置																																											
	市町村		3	（略）																																											
	水道事業者等		4	（略）																																											
	鉄道事業者		5	（略）																																											
	中部電力株式会社		6	（略）																																											
	ガス事業者		7	（略）																																											
	西日本電信電話株式会社	8	（略）																																												
第 2 節 災害応急対策等に必要 な資機材及 び人員の配 備	（削除）	（削除）																																													
	市町村	2	（略）																																												
	水道事業者等	3	（略）																																												
	鉄道事業者	4	（略）																																												
	中部電力株式会社	5	（略）																																												
	ガス事業者	6	（略）																																												
	西日本電信電話株式会	7	（略）																																												

地震災害対策計画

頁	現 行 (平成 22 年 5 月修正)	改 正 案	改正理由												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="365 209 663 331">社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社</td> <td data-bbox="663 209 1032 331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 331 663 411">日本赤十字社愛知県支部</td> <td data-bbox="663 331 1032 411">9 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 411 663 491">独立行政法人国立病院機構の病院</td> <td data-bbox="663 411 1032 491">10 (略)</td> </tr> </table>	社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社		日本赤十字社愛知県支部	9 (略)	独立行政法人国立病院機構の病院	10 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1238 209 1536 331">社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社</td> <td data-bbox="1536 209 1906 331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 331 1536 411">日本赤十字社愛知県支部</td> <td data-bbox="1536 331 1906 411">8 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 411 1536 491">独立行政法人国立病院機構の病院</td> <td data-bbox="1536 411 1906 491">9 (略)</td> </tr> </table>	社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社		日本赤十字社愛知県支部	8 (略)	独立行政法人国立病院機構の病院	9 (略)	
社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社															
日本赤十字社愛知県支部	9 (略)														
独立行政法人国立病院機構の病院	10 (略)														
社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社															
日本赤十字社愛知県支部	8 (略)														
独立行政法人国立病院機構の病院	9 (略)														
209	<p>第 2 節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p><u>2 県公安委員会における措置</u> <u>県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置するものとする。</u></p> <p><u>3 市町村における措置</u> (略)</p> <p><u>4 水道事業者等における措置</u> (略)</p> <p><u>5 鉄道事業者における措置</u> 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社東海支社並びにその他の鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。 (略)</p> <p><u>6 中部電力株式会社における措置</u> (略)</p> <p><u>7 ガス事業者における措置</u> (略)</p> <p><u>8 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社における措置</u> (略)</p> <p><u>9 日本赤十字社愛知県支部における措置</u> (略)</p> <p><u>10 独立行政法人国立病院機構の病院における措置</u></p>	<p>第 2 節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 <u>(削除)</u></p> <p><u>2 市町村における措置</u> (略)</p> <p><u>3 水道事業者等における措置</u> (略)</p> <p><u>4 鉄道事業者における措置</u> 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社東海支社並びにその他の鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。 (略)</p> <p><u>5 中部電力株式会社における措置</u> (略)</p> <p><u>6 ガス事業者における措置</u> (略)</p> <p><u>7 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社における措置</u> (略)</p> <p><u>8 日本赤十字社愛知県支部における措置</u> (略)</p> <p><u>9 独立行政法人国立病院機構の病院における措置</u></p>	<p>重複記載の整理</p> <p>用語の整理</p>												

地震災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由						
230	<p>（略）</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第7節 海上交通</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。</p>	<p>（略）</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第7節 海上交通</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。</p>	用語の整理						
240	<p>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>県</td> <td> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震観測情報発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p> </td> </tr> </table>	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	<p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震観測情報発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p>	<p>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>県</td> <td> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p> </td> </tr> </table>	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	<p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p>	<p>対象施設の追加</p> <p>名称の変更</p>
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	<p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震観測情報発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p>							
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	<p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。</p> <p>1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時</p> <p>庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達</p>							
242	<p>第1節 道路</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>(1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。</p> <p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県（関係部局）における措置</p> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。</p>	<p>第1節 道路</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>(1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。</p> <p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県（関係部局）における措置</p> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。</p>	<p>名称の変更</p> <p>対象施設の追加</p>						
	<p>1 一般的事項</p>	<p>1 一般的事項</p>							

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
242	<p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震観測情報が発表された場合 庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。</p> <p>3 病院 強化地域内外の県立病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</p>	<p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。</p> <p>3 病院、診療所 強化地域内外の県立病院、診療所においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院、診療所の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院、診療所については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</p>	<p>名称の変更</p> <p>対象施設の追加</p>
245	<p>第 6 章 他機関に対する応援要請</p> <p>第 2 節 自衛隊の地震防災派遣</p> <p>2 経費負担 地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第 4 編第 7 章第 5 節「災害派遣部隊の受入れ」及び第 6 節「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。</p>	<p>第 6 章 他機関に対する応援要請</p> <p>第 2 節 自衛隊の地震防災派遣</p> <p>2 部隊の受入れ及び経費負担 地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第 3 編第 4 章第 3 節 5「災害派遣部隊の受入れ」及び 6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。</p>	<p>表記の整理 誤記</p>
246	<p>第 7 章 県民のとりべき措置</p> <p>基本方針 警戒宣言が発せられた場合、県民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>第 7 章 県民のとりべき措置</p> <p>基本方針 警戒宣言が発せられた場合、県民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>名称の変更</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）		改 正 案		改正理由
247	第 1 節 家庭においてとるべき措置	(6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置	第 1 節 家庭においてとるべき措置	(6) 灯油等危険物やL P ガスの安全措置	表記の整理
	第 1 節 家庭においてとるべき措置 (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとるものとする。		第 1 節 家庭においてとるべき措置 (6) 灯油等危険物やL P ガスの安全措置をとるものとする。		表記の整理

第3章 都市の防災化

基本方針

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、地震の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1) 土地区画整理 1(2) 街路の整備 1(3) 公園緑地の整備
第2節 防災街区等整備対策	県	1(1) 災害危険区域の指定 1(2) 宅地造成等の規制
	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定
	県、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	3(1) 住宅地区改良事業 3(2) 市街地再開発事業
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進
第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備

第1節 都市計画

1 県（建設部）、市町村及び土地区画整理組合等における措置

- (1) 土地区画整理
市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備して、計画的な市街化を図る。
- (2) 街路の整備
都市内道路の整備、幅幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。
- (3) 公園緑地の整備
主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画す

るよう考慮する。

第2節 防災街区等整備対策

1 県（建設部）における措置

- (1) 災害危険区域の指定
地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。
- (2) 宅地造成等の規制
宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

2 市町村における措置

市町村は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域を指定し、必要な規制を行う。

3 県（建設部）、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 住宅地区改良事業
住環境の整備改善をするとともに集団的に改良住宅を建設し、都市における災害の防止を図る。
- (2) 市街地再開発事業
都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

4 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

附属資料第1「宅地造成工事規制区域」

附属資料第1「防火地域・準防火地域」

第3節 建築物の不燃化の促進

県（建設部）及び市町村における措置

- (1) 建築物の防火規制
 - ア 防火地域、準防火地域の指定
市町村は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進し安全な市街地の形成を図るものとする。
附属資料第1「防火地域・準防火地域」
 - イ 建築物の不燃対策
県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこ

ととしている。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

県及び市町村は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

附属資料16「着工建築物構造別床面積」

第4節 防災空間の整備拡大

県（建設部）及び市町村における措置

都市における大震災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市町村は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

県及び市町村は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

(2) 特別緑地保全地区等の指定

都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果すことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を始め、県内の都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。

附属資料16「都市公園の現況及び整備事業」

修正

第3章 都市の防災性の向上

基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

修正

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地 区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

構成修正

第1節 マスタープラン等の策定

県（建設部）、市町村における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

新規

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

新規

第2節 防災上重要な都市施設の整備

県（建設部）、市町村における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

原文

第1節 1-(2)

拡充

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

第4節

ほぼ原文通り

第4節(1)

ほぼ原文通り

第4節(3)

ほぼ原文通り

て、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を初め、県内の都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。

第4節(2)

原文通り

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

附属資料 16 「都市公園の現況及び整備事業」

第3節 建築物の不燃化の促進

県（建設部）、市町村における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市町村は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

第2節 2と

第3節(1)ア

合体

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

第3節(1)イ

原文通り

第3節(2)

表現を適正化

また、県及び市町村は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

原文通り

（建築基準法の防火規制）

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

附属資料 1 「防火地域・準防火地域」

附属資料 16 「着工建築物構造別床面積」

第4節 市街地の面的な整備・改善

県（建設部）、市町村、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能

第1節 1-(1)

修正

や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

附属資料 1 「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

附属資料 1 「宅地造成工事規制区域」

第 1 節 1-(1)

修正

第 2 節 4

原文通り

第 2 節 1-(1)

原文通り

第 2 節 1-(2)

原文通り